

令和3年度

「脱炭素×復興まちづくり」に資する  
FS委託業務（第1回）公募要領

令和3年4月22日  
環境省環境再生・資源循環局

環境省では、福島県浜通り地域での「脱炭素」と「復興」の両立に向けた取組を推進するため、令和3年度「脱炭素×復興まちづくり」に資するFS委託業務（以下「本業務」といいます。）を実施することとしており、このたび、その第1回公募を行うこととなりました。本業務の概要、応募条件及び実施体制等の留意していただきたい点は、本公募要領に記載するとおりですので、応募される方は、本公募要領を熟読いただくようお願いします。

応募書類の不備がある場合や応募期限に間に合わない場合には、応募書類を受理しませんので、ご注意くださいますようお願いします。次回以降の募集は未定ですが、再度募集を行う際は、改めて公示します。

## 目 次

1. 本業務の目的と概要
2. 本業務の応募条件及び実施体制
3. 本業務の対象、実施期間等
4. 公募から採択までの流れ
5. 応募書類及び手続
6. 暴力団排除に関する誓約
7. 応募に当たっての留意事項
8. 問い合わせ先
9. その他

### 1. 本業務の目的と概要

東日本大震災から 10 年が経過し、除染や特定廃棄物等の処理を通じた環境再生はもとより、福島の本格的な復興・再生という次のステージに向け、環境省と福島県が締結した「福島の復興に向けた未来志向の環境施策推進に関する連携協力協定」(令和 2 年 8 月)のもと、地域創生・活性化につながる産業の創生や、それを契機とする復興まちづくりなどの「未来志向の取組」が求められる新たなステージを迎えつつあります。

他方、「第五次環境基本計画」(平成 30 年 4 月)では、地域の活力を最大限に発揮する「地域循環共生圏」の考え方を提唱し、持続可能な地域づくりを通じて、環境で地方を元気にしていくとともに、持続可能な地域づくりを担う人材育成を行うことにも取り組んでおります。また、令和 2 年 10 月に、政府として、「2050 年までに、温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする、すなわち 2050 年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指す」ことを宣言し、福島県も令和 3 年 2 月に、2050 年カーボンニュートラル宣言をしているところです。

2050 年脱炭素社会の実現に向けて、復興に係る「まち」「ひと」の視点から、再生可能エネルギーの最大限の導入等、省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術開発の一層の加速化や社会実装等に資する取組が一層求められている中、本業務では、福島県浜通り地域の「脱炭素」と「復興」の両立に向けた取組を推進するため、環境再生業務と連携しつつ、脱炭素、資源循環、自然共生の視点を踏まえた、「脱炭素×復興まちづくり」の先進モデル創出に繋がることを目的とします。

### 2. 本業務の応募条件及び実施体制

#### (1) 応募できる者の条件

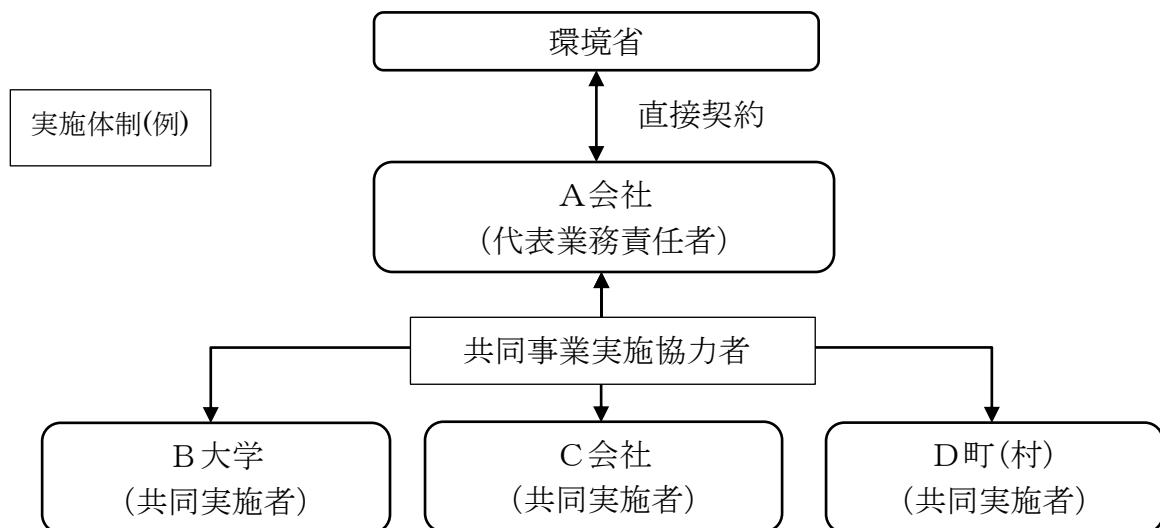
- ①法人格を有していること。
- ②平成 31・32・33 年度又は令和 02・03・04 年度環境省競争参加資格（全省庁統一資格）の「役務の提供等」の「調査・研究」において、応募書類の提出期限までに、「A」、「B」又は「C」の等級に格付けされている者であること。
- ③環境省大臣官房会計課長から指名停止措置が講じられている期間中の者でないこと。
- ④別紙 1 において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約できる者であること。

## (2) 業務の実施体制

本業務は、複数の実施者が共同で行うことも可能です。共同実施の場合、代表業務責任者（1者）が本業務の応募者となり、応募者以外の事業者を共同事業実施協力者（以下「共同実施者」という。）とします。代表業務責任者は、本業務に関する応募書類の申請者となるほか、環境省での審査過程に関する連絡・対応に当たって、総括的な責任を有します。また、業務が採択された後は、円滑な業務実施のために、共同実施者を代表してその業務実施に係る取りまとめを行うとともに、業務の共同実施者との役割分担を含む業務計画の作成や業務の円滑な実施のための進捗管理等を行っていただくことになります。共同実施者との契約方法等は下記のとおりです。

### 【原則】

代表業務責任者と環境省が直接委託契約を結び、他の共同実施者とは、代表業務責任者を含む共同実施者間で共同事業実施協定を締結する。業務の実施体制は環境省担当官が承認した場合を除き、業務採択後に変更することはできません。



## 3. 本業務の対象、実施期間等

### (1) 本業務の対象について

本業務への応募は、福島県浜通り地域を含む地域での実施とし、「再生可能エネルギーの最大導入、省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術開発の一層の加速化や社会実装等」を進めるための取組に限ります。具体的には、以下の要件を満たすものを本業務の対象とします。なお、ここで、福島県浜通り地域とは、福島県田村市、南相馬市、川俣町、広野町、檜葉町、富岡町、川内村、大熊町、双葉町、浪江町、葛尾村、飯舘村の12市町村を指します。

### 【業務の経験・実績、実施体制等に係る要件】

- 1) 再生可能エネルギーの最大導入等や、省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術の開発・導入等に関する実績・能力を有していること。
- 2) 応募書類に示された市町村の理解や協力を得て、適切に業務を実施する体制が

構築される見込みがあること。

- 3) 応募書類に示された業務内容・経費内訳等が、明確な根拠に基づき示されていること。
- 4) 応募書類に示された業務内容は、福島県浜通り地域において、主に取り組むものであること。複数の市町村を対象とする場合は、業務の実施に支障が生じないよう、十分な実施体制が構築される見込みがあること。
- 5) 同一の内容で、環境省、他省庁の補助金等を受けていないこと。

#### 【応募書類の審査の着眼点】

本業務の目的や趣旨等を踏まえ、以下の着眼点を満たせるように応募書類を作成すること。（全ての項目を満たせない場合でも、応募は可能。）

- 1) 業務の意義、最終的な目標が明確であり、かつ適切であること。
- 2) 業務内容は、新規性、事業性、公益性を有していること。
- 3) 業務の成果は、環境省の施策に活用可能なものであること。
- 4) 業務の実施により、再生可能エネルギーの最大限の導入等や省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術開発の一層の加速化や社会実装が具体的に見込まれること。
- 5) 市町村や関係企業等の参画により、地域の復興に貢献することが見込まれること。
- 6) 福島県浜通り地域を含む地域における広域連携を想定した具体的構想があること。
- 7) 学識経験者等の参画により、再生可能エネルギーの最大限の導入等や省エネルギー、蓄エネルギー及び資源循環に係る技術開発について、学術的な助言が得られる見込みがあること。
- 8) 業務内容に係る技術的な検討項目、課題を明確に挙げた上で、それを解決するうえで十分な知見、実施体制を有していること。
- 9) 基礎調査や机上検討に加え、現地での調査・検証や簡易な試験など、現地での検討が行われること。
- 10) CO<sub>2</sub>削減効果を推計する適切な評価方法が選択されていること。

#### (2) 費用について

本業務は、1件あたり40百万円を上限として1件程度、1件あたり20百万円～30百万円を上限として、2～3件程度、委託することとし、外部有識者からなる審査委員会を経て採択します。

#### (3) 業務実施期間について

原則として、契約日～令和4年3月18日（金）までの単年度とします。複数年度で行う場合、各年度の年度末に環境省が設置する審査委員会において、業務の実施状

況や最終的な目標の達成状況等について評価し、業務継続の可否について審査します。業務の継続により期待される成果が認められない場合においては、業務計画の見直しや業務の中止等を指示することがありますので、予めご了承ください。

なお、複数年度の業務の実施は、各年度における本業務の予算が確保されることを前提とするものであり、2年度目の業務の実施を保証するものではありません。また、複数年度の業務については、2年度目以降の業務費を見積もることになりますが、2年度目以降の業務費については、審査委員会による業務進捗に係る評価結果を踏まえ、各年度開始前に所要額の調整をお願いすることもあります。

#### (4) 業務の開始について

採択後、環境省との当該委託契約の締結日以降に業務を開始することが可能となります。契約締結日以前の経費については、対象経費として認められませんので、ご注意ください。

### 4. 公募から採択までの流れ

#### (1) 選定・採択スケジュール（予定）

公募から選定・採択までのスケジュールは、概ね以下のとおりです。

① 公募開始	令和3年4月22日（木）
② 質問受付	令和3年5月10日（月）17時まで
③ 回答	令和3年5月14日（金）17時まで
④ 応募書類提出	令和3年5月21日（金）17時必着
⑤ 審査委員会による審査	令和3年5月下旬
⑥ 採択業務の決定	令和3年6月上旬以降

#### (2) 選定・採択の方法

応募内容に係る審査は以下の手順で行います（審査は非公開）。審査では、応募者からのヒアリングを実施することができます。また、審査に当たって、環境省から提案内容の補足説明を電話等によりお願いする場合があります。

##### ① 事前審査（資格・要件チェック）

応募書類に記載された業務内容等の各項目が、2.(1)「応募できる者の条件」及び3.(1)に記載した「業務の経験・実績、実施体制等に係る要件」を満たしているかどうかについて、環境省が書面による事前審査を行います。明らかに要件を満たしていないものは、以降の審査を行わないものとします。

3.(1).に記載した要件については、応募があったことを以て承諾したものとします。

また、応募書類の明らかな記載ミス（書式・対象業務・経費等）や書類の不備がある場合にも、以降の審査の対象とならない場合があります。

##### ② 本審査

事前審査を通過した応募について、環境省が設置する審査委員会（外部有識者で構成）において、必要に応じて応募主体からヒアリングを行うなどして、3.(1)に

記載した「業務の経験・実績、実施体制等」及び「応募書類の審査の着眼点」に基づいて審査を行います。

※1 ヒアリングを行う場合、開催場所、日程、出席者数の制限等については、有効な応募書類を提出した者に対して、令和3年5月26日（水）17時までに連絡します。

※2 上記により連絡を受けた者は、指定された場所及び時間において、提出した応募書類の説明を行うものとします。

※3 説明を行う者は、原則として、業務を受託した場合における主たる代表業務責任者とします。

#### ③採択案件の決定

採否は審査委員会による審査（別添2）を基に行います。採択に当たっては、審査結果や委員の意見等を考慮し、計画の内容、経費、実施体制等の変更を条件として付す場合があります。

#### ④契約の締結

応募の結果、契約候補者として選定されたとしても、会計法令に基づく契約手順の完了までは、環境省との契約関係を生ずるものではありません。

支出負担行為担当官である環境省環境再生・資源循環局長は、契約候補者から見積書を徴取し、予定価格の制限の範囲内であることを確認し、契約を締結します。

### 5. 応募書類及び手続

#### （1）応募書類について

応募にあたり提出が必要となる書類は、以下の書類とします。なお、様式の電子ファイル（別添1）は、環境省HPからダウンロードして使用するか、様式のレイアウトを変更しない程度に代表業務責任者自らが作成してください。

- ① 令和3年度「脱炭素×復興まちづくり」FS委託業務（第1回）応募書類
- ② 環境省競争参加資格（全省庁統一資格）審査結果通知書の写し
- ③ 上記書類の電子データ（パンフレット等の参考資料は不要）

#### （2）応募書類の提出方法

応募書類と電子媒体を提出期限までに、持参又は郵送によって、環境省へ提出してください（電子メールによる提出は受け付けません）。応募書類は封書に入れ、宛名面に「応募者名」及び「令和3年度「脱炭素×復興まちづくり」FS委託業務（第1回）」と明記してください。また、郵送する場合には、特定記録郵便など、配達の記録の残る方法によってください。

提出先：

〒100-8975 東京都千代田区霞が関1-2-2 中央合同庁舎5号館23階  
環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 福島再生・  
未来志向プロジェクト推進室 FS業務担当者

### (3) 提出部数

ア. 5 (1) ①を各9部（正本1部・副本8部）

イ. 5 (1) ②を電子媒体にて1部（電子媒体にも、案件名・代表業務責任者名を必ず記載すること）

※1 電子ファイルは自動解凍ファイル等、圧縮ファイルとせず、電子ファイルの容量自体を極力小さくするような工夫をしてください。特に図表等を挿入する場合は、十分注意してください。

※2 当該電子ファイルにマクロ等の機能を付与しないでください。このようなファイルは破棄・削除します。

※3 Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものを提出してください。Windows マシンで展開できない状態で送付された場合は、審査の対象とならないので注意してください。

### (4) 提出いただいた応募書類について

提出いただいた応募書類は、返却いたしません。また、応募書類等に含まれる個人情報は、本業務以外の目的で使用することはありません。

### (5) 応募期間

令和3年5月21日（金）17時必着

（12:00～13:00 の時間は応募書類の受付は行いません。）

## 6. 暴力団排除に関する誓約

当該業務に係る（資格要件に係る提出書類及び）応募書等については、別紙1において示す暴力団排除に関する誓約事項に誓約の上、提出すること。また、提出書類に誓約事項に誓約する旨を明記すること。

## 7. 応募に当たっての留意事項

### (1) 本業務の予算について

本業務は、エネルギー対策特別会計エネルギー需給勘定による予算です。特別会計に関する法律の規定により、使途はエネルギー起源二酸化炭素の排出の抑制のための評価等であって、再生可能エネルギーや省エネルギー技術に関する評価等に限定されています。このため、例えば、非エネルギー起源の二酸化炭素の排出抑制に関する評価等、森林等の吸収源に関する評価等、排出した後の二酸化炭素の吸収等に関する評価等は、本業務の対象となりません。

### (2) 本業務の性質について

本業務は、環境省からの委託業務であり、本業務の目的に合致する業務を環境省の代わりに実施するものです。したがって、環境省の求めに応じて業務を実施する必要があることに留意してください。また、委託費の支払は、業務完了後の検査後払い（精算払）を原則としています。精算払とは、委託業務が終了し、受託者から完了報告書が提

出された後に、環境省が完了検査を実施し、契約の適正な履行を確認するとともに、精算報告書に基づき委託業務に要した経費の額を確定した後に委託費を支払うことをいいます。

#### (3) 虚偽の応募に対する措置

応募書類に虚偽の内容を記載した場合、事実と異なる内容を記載した場合は不採択、採択の取消、委託契約の解除、違約金の徴収等を含む措置をとることがあります。

#### (4) 業務中止等の措置

応募者は、天災地変その他やむを得ない事由により業務の全部又は一部の遂行が困難となった場合は、業務の中止等について事前に環境省と協議する必要があります。

#### (5) 応募書類の取扱い

提出された応募書類は、当該応募者に無断で、環境省及び審査委員会において採択の審査以外の目的に使用することはありません。ただし、採択された業務者の提案内容は、契約仕様書にその内容が記載されるものであり、契約締結後は、行政機関の保有する情報の公開に関する法律（平成 11 年法律第 42 号）に基づき、不開示情報（個人情報等）を除いて開示される場合があります。

### 8. 問い合わせ先

公募全般に対する問い合わせ先は以下のとおりです。問い合わせは、原則電子メールを利用し、他業務と区分するためにメール件名を「令和 3 年度「脱炭素×復興まちづくり」FS 委託業務（第 1 回）に関する問い合わせ」としていただき、別紙 2 に内容を記載し送信してください。回答は電子メールで行います。

問い合わせ先：

環境省 環境再生・資源循環局 環境再生事業担当参事官室 福島再生・未来志向プロジェクト推進室 FS 業務担当者

E-mail: mirai\_shikou/atmark/env.go.jp

（注）迷惑メール防止のため、「@」を「/atmark/」と表記しています。メール送信時は@に変換してください。

受付期間：令和 3 年 4 月 22 日（木）から令和 3 年 5 月 10 日（月）17 時まで

回 答：令和 3 年 5 月 14 日（金）17 時まで

### 9. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 応募にあたり、環境省幹部及び担当者へ採択の陳情等を行うことは全く意味を持ちません。採択の陳情等は厳に慎んでください。また、合否通知以前に環境省職員へ合否の感触を照会する等の行為についても厳に慎んでください。
- (3) 採否を問わず、審査結果に対するお問い合わせには対応いたしかねますので、予めご了承ください。

(4) 応募書類作成、提出及びヒアリングに要する費用は、応募者の負担とします。

## 暴力団排除に関する誓約事項

当社（個人である場合は私、団体である場合は当団体）は、下記事項について、応募書類（見積書）の提出をもって誓約いたします。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなつても、異議は一切申し立てません。

また、官側の求めに応じ、当方の役員名簿（有価証券報告書に記載のもの（生年月日を含む。）。ただし、有価証券報告書を作成していない場合は、役職名、氏名及び生年月日の一覧表）及び登記簿謄本の写しを提出すること並びにこれらの提出書類から確認できる範囲での個人情報を警察に提供することについて同意します。

### 記

1. 次のいずれにも該当しません。また、将来においても該当することはありません。

(1) 契約の相手方として不適当な者

- ア 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- ウ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- エ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(2) 契約の相手方として不適当な行為をする者

- ア 暴力的な要求行為を行う者
- イ 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- ウ 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- エ 偽計又は威力を用いて会計課長等の業務を妨害する行為を行う者
- オ その他前各号に準ずる行為を行う者

2. 暴力団関係業者を再委託又は当該業務に関して締結する全ての契約の相手方としません。

3. 再受任者等（再受任者、共同事業実施協力者及び自己、再受任者又は共同事業実施協力者が当該契約に関して締結する全ての契約の相手方をいう。）が暴力団関係業者であることが判明したときは、当該契約を解除するため必要な措置を講じます。

4. 暴力団員等による不当介入を受けた場合、又は再受任者等が暴力団員等による不当介入を受けたことを知った場合は、警察への通報及び捜査上必要な協力をうとともに、発注元の契約担当官等へ報告を行います。

(別紙2)

質問書

業務名	令和3年度「脱炭素×復興まちづくり」FS 委託業務（第1回）	
会社名		
住所		
担当者	部署名：	氏名： ふりがな
担当者連絡先	TEL：	FAX：
	E-mail：	
質問事項		